

平成15年12月11日
総務省

教員の養成、資質向上等に関する行政評価・監視結果に基づく通知(要旨)

通知先 : 文部科学省
通知日 : 平成15年12月11日
実施時期 : 平成14年8月～15年11月

行政評価・監視の背景事情

少子化傾向の進展に伴い、教員の採用者数が減少。これに対応して、文部科学省は、平成10年度から12年度にかけて、教員養成の専門機関である国立教員養成大学・学部の教員養成課程の入学定員の総数を約1万5,000人から約1万人に3分の1削減。今後とも、大都市部と地方都市部とで地域間較差を伴いながら、少子化傾向が継続する見込み。公立小・中学校教員の定年該当者数も地域間較差を伴う見込み。

学校現場においては、いじめ、不登校、学級崩壊等の様々な課題が生じており、これらに的確に対応できる資質能力を有する教員の確保が重要

この行政評価・監視は、教員の資質向上を図る観点から、文部科学省等の教員養成の中長期予測の策定状況、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会(以下「都道府県教育委員会等」という。)における教員採用選考試験の実施状況、教員研修の実施状況及び指導力不足教員への対応状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主な調査対象機関 : 文部科学省(本省及び国立教員養成大学・学部(21))、都道府県教育委員会等(30(都道府県教育委員会20及び政令指定都市教育委員会10))、関係団体等

担当部局 : 行政評価局、管区行政評価局(7)、沖縄行政評価事務所、行政評価事務所(12)

主な通知事項

1 教員養成の中長期予測の策定

< 通知要旨 >

将来にわたって、安定的により質の高い力量のある教員を養成し、教育水準を確保する観点から、計画的な教員養成を引き続き行っていくための全国的な規模での中長期予測を策定すること。

少子化傾向の進展、公立小・中学校教員の退職見込み等を踏まえ、質の高い力量のある教員を計画的に養成することが重要

国立教員養成大学・学部(全国に48(単科教育大学11及び総合大学の教育学部等の教員養成学部37)設置。14年度の入学定員:9,750人)は、小・中学校教員を中心として養成

全国的に少子化傾向との推計(年少人口(0歳から14歳まで)の将来推計)。ただし、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府及び兵庫県(計7都府県)の「大都市部」では減少の度合いが比較的小さいのに対して、秋田県等の「地方都市部」では減少の度合いが大きく、減少傾向に地域間較差あり。

(年少人口の推計:国立社会保障・人口問題研究所)

・ 全国	: 平成12年 1,850万 人	42	1,323万 人	(28パーセント 減少)	62	1,084万 人	(41パーセント 減少)
------	---------------------	----	-------------	-----------------	----	-------------	-----------------

(例) 東京都 : 12年 143万人 42 120万人 (16パーセント)

			年	減少)
秋田県：	12年	16.3万	42	9.6万 (41パーセント
		人	年	人減少)

公立小・中学校教員の定年該当者数(平成14年度から23年度まで)は、19年度以降、大幅に増加。ただし、平成19年度以降、大都市部7都府県が全体の過半数を占めており、定年該当者数が比較的少ない地方都市部との間に地域間較差あり。(公立小・中学校教員の定年該当者数)

・ 全国	：	平成14年度	7,552人	19年度	14,856人	23年度	19,178人
		<うち大都市部の割合>	<32%>		<51%>		<53%>
(例) 東京都：		14年度	571人	19年度	1,664人	23年度	1,853人
秋田県：		14年度	81人	19年度	111人	23年度	71人

国立教員養成大学・学部の卒業者の中には、大学・学部の所在地以外の都道府県の教員に採用されることもあり。しかし、大学・学部は、交流のない他都道府県の教育委員会からの教員採用見込みのデータを入手困難。このため、個々の大学・学部では、入学定員の算定が十分にできない状況

・ 調査した21国立教員養成大学・学部(単科教育大学10、総合大学の教育学部等の教員養成学部11)の中には、入学定員の改定に際して、県外への教員就職実績を算定要素としていないものあり。

文部科学省は、学校基本調査(毎年度実施)、学校教員調査(3年度ごとに実施)等により、児童・生徒数、学校数、学級数等の推移、学校教員の年齢構成、年少人口等のデータを個別に入手、分析し、教員の養成規模を検討。しかし、全国的な規模での教員養成の中長期予測は未策定

2 教員の資質向上に係る情報提供の充実

< 通知要旨 >

都道府県教育委員会等に対し、次の情報提供を積極的に行うことにより、教員としてより優れた適格性の高い者の採用の推進、社会体験研修等を通じた教員のより一層の資質向上の推進について指導すること。

- 1) 採用試験に関する取組について、具体的な改善、工夫例を提示すること。
- 2) 社会体験研修について、都道府県教育委員会等における派遣期間の設定状況を把握して、これを取りまとめの上、提示すること 等

質の高い力量のある教員を採用するためには、採用試験における多面的な人物評価が重要。また、教員に採用後においても、社会体験研修等を通じて、その資質の向上を図ることが重要

公立学校の教員の採用、研修等については、都道府県教育委員等が実施(自治事務)。文部科学省は、必要な指導、支援、助言を実施

文部科学省は、教育職員養成審議会第3次答申(平成11年12月10日)等を踏まえ、教員としてふさわしい資質能力を有する人材を確保するため、都道府県教育委員会等に対し、「採用試験における改善の取組事例」を送付するなどして、その推進を指導

調査した30都道府県教育委員会等の中には、1)集団討論等との組合せにより、「模擬授業」の試験内容の充実を図っているもの(5都道府県教育委員会等)、2)民間企業の人事担当者、PTA役員等を含む多様な構成により、面接試験を実施しているもの(8都道府県教育委員会等)など積極的な取組を行っているものあり。しかし、文部科学省が作成・送付している「採用試験における改善の取組事例」には、

このような具体例の掲載なし。

都道府県教育委員会等は、教員に対する種々の研修に加えて、デパート、ホテル等の協力を得て「社会体験研修」も実施。社会体験研修の派遣期間は、視野の拡大等を期待して延長している都道府県教育委員会等がみられる一方、最短にとどまっているものあり。

- ・ 調査した30都道府県教育委員会等の中には、1)長期研修(1か月以上)の派遣期間が最短の1か月にとどまっているもの(3都道府県教育委員会等)、2)短期研修(1か月未満)の派遣期間が1日から2日にとどまっているもの(7都道府県教育委員会等)あり。

3 指導力不足教員への速やかな対応

< 通知要旨 >

教員として適格な人材を確保し、学校・教員に対する保護者等の信頼を回復する観点から、指導力不足教員に対する認定等一連の人事管理システムを構築・運用していない都道府県教育委員会等に対し、既に当該システムを構築・運用している他の都道府県教育委員会等の取組事例を示すなどして、一連の人事管理システムを速やかに構築・運用するよう一層指導すること。

保護者が安心して児童・生徒を学校に預けるためには、児童・生徒に対する適切な指導力を有する教員の確保が必要不可欠

文部科学省は、教員としての適格性を有する人材を確保するため、都道府県教育委員会等に対し、新たな人事管理システムを構築・運用するよう指導。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の一部改正により、平成14年1月からは、教員の教育職以外への転職制度も導入

調査した30都道府県教育委員会等の中には、指導力不足教員に対する一連の人事管理システムを構築しておらず、指導力不足教員への対応が不十分なものあり。

「指導力不足教員に対する一連の人事管理システム」とは、指導力不足教員の把握、申請、認定、研修、人事上の措置(分限制度や転職制度による措置)等を行うための仕組みをいう。

- ・ 一連の人事管理システムのうち、人事上の措置を行うための分限制度や転職制度に係る仕組みのみが構築され、指導力不足教員の把握、申請、認定、研修等に係る仕組みが未整備(18都道府県教育委員会等)